

大分市誕生 100 年記念事業 大分市まちづくり自治基本条例施行記念シンポジウム

みんなで作ろう 未来へ拓くまちづくり

平成20年6月に「大分市自治基本条例検討委員会」を設置し、検討を進めてきた自治基本条例は、平成24年3月開催の大分市議会定例会の議決を経て、「大分市まちづくり自治基本条例」として4月1日から施行されました。これから、条例の趣旨を踏まえ市民主体のまちづくりを進めていきますが、施行記念としてシンポジウムを開催しますので、市民の皆様の積極的な参加をお願いします。

日時 平成24年**5月30日** (水) 午後1時30分開演 (入場無料)
(午後0時30分開場)

場所 コンパルホール1階 文化ホール

基調講演

演題 「まちづくり自治基本条例への期待」

講師 **宇野 稔氏**

大分大学名誉教授

大分市自治基本条例検討委員会委員長

パネルディスカッション

テーマ 「まちづくり自治基本条例を活かした大分市の未来を考えよう」

コーディネーター **宇野 稔氏**

パネリスト **安部 鋼一郎氏** 春日校区公民館 館長

桑野 恭子氏 NPO法人 地域環境ネットワーク理事

川原 恒太郎氏 第12回全国ホームタウンサミット in 大分 実行委員長
学校法人ひまわり学園 ひまわり幼稚園 園長

深町 絵里氏 フリーアナウンサー

足立 義弘氏 大分市議会議長

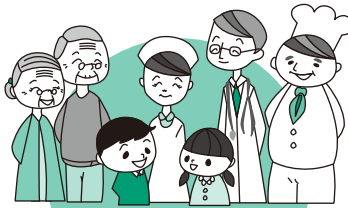
釘宮 磐 大分市長

大分市の新しいまちづくりのルール

大分市まちづくり自治基本条例のイメージ

市民の権利

- 安心、安全、快適な生活を求めることができます。
- まちづくりに参画することができます。
- 子どもは将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができます。



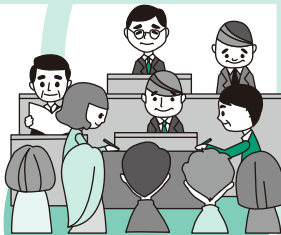
市民

市民の責務

- まちづくりに積極的に参画し、互いに権利を尊重し、理解し、協力するように努めます。
- 子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。

議会の基本的役割と責務

- 住民の代表機関、市の意思決定機関としての役割を担います。
- 市民福祉の向上を図るために、市政運営に関し二代表制の一翼を担います。



議会



市長等
(行政)

市長等(行政)の基本的役割と責務

- 市長は、市の代表として市政全体の総合調整を行い、最少経費で最大効果を挙げるために効率的な行政運営に努めます。
- 市民の意向などを的確に市政に反映するように努めます。

自治の基本理念

市民の幸せな暮らしの実現を目指すために、市民主体によるまちづくりを行うこと

自治の基本原則

市民総参加 まちづくりには全ての市民が参加することができます。

情報の共有 まちづくりに関する情報は市民や議会、市長等(行政)が共有します。

協働 市民と議会、市長等(行政)が協働してまちづくりに取り組みます。

「まちづくり」とは？

市や地域が抱えている課題を解決し、暮らしやすいまちを実現するために、行政や市民が行う公共的な活動(道路整備や環境美化活動など)を指しています。

「自治」とは？

「自治」という言葉は「自分たちの地域は自分たちの意思で責任を持って治めること」であり、自治会で行う地域をより良くするための取り組みや市が行う取り組みなどを指しています。

大分市まちづくり自治基本条例とは？

市民、議会、市長等(行政)が大分市ならではのまちづくりを考えたり、進めたりするための基本的な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めたものです。

この条例では「市民の幸せな暮らしの実現を目指すために、市民主体によるまちづくりを行うこと」を自治の基本理念としています。

また、全ての市民がまちづくりに参加できる機会を確保し、まちづくりに関する情報は市民、議会、市長等(行政)が共有し、協働によりまちづくりに取り組むことを自治の基本原則としています。

さらに、「市民主体によるまちづくり」を実現するために、市民の権利や責務、議会および市長等(行政)の基本的役割や責務、行政運営の方法、市民の参画など、まちづくりの基本となる事項を定めています。

今後は、この条例により市民がまちづくりに参加する機会が確保されることで、市民の意見がより市政に活かされるようになります。